

台湾・中国への特許出願と翻訳の有効活用

かなえ国際特許事務所 副所長 松本 征二

抄録

日本から台湾・中国に特許出願する際に、中国語翻訳で留意すべき点について紹介する。また、台湾企業の中国進出に伴い、台中間では知財の連携が活発になってきているが、日本のクライアントにとって、どの様な活用方法があるのかを考察する。

I. はじめに

近年、中国では急激な経済成長とともに、中国企業の特許及び実用新案出願（以下、両出願をまとめて「出願」という。）、及び日本を含め外国からの出願が急増している。

日本語から中国語への誤訳問題は、中国への出願が始まった頃から常に取り上げられている問題である。図1¹⁾に示すように、ここ数年、日本から中国への出願は、3万数千件ではば横ばいであるものの、2000年と比較すると出願件数が急激に増加しており、日本語が理解でき、且つ特許制度を熟知した翻訳人材が不足していることが、誤訳問題の原因の一つであると考えられる。そのため、日中翻訳後に中日逆翻訳を行う、或いは、中国人又は台湾人を雇用し、自社で翻訳或いは最終チェックを行い、翻訳の品質向上を図っている企業もあるが、そのためには、多額の費用が必要である。

その一方、外国出願には多額の費用が必要であるが、出願時に要する費用の中で、最も大きな割合を占めるのが翻訳費用である。そのため、翻訳の品質を維持しつつ、コストダウンを図ることも求められている。

ところで、台湾企業は比較的古くから中国に進出しているが、2008年の台湾総統選挙で国民党の馬英九政権が発足後、台湾企業の中国進出が更に活発化し、2010年6月29日には、台湾と中国間のEPAに相当する「两岸経済協力枠組協議」²⁾が締結された。台湾企業の中国への進出増加に伴い、台中間で知的財産権に関する問題も増加してきていることから、本協議では、知的財産権についても取り決めがなされており、今後、台中間の知的財産権に関する動きを注視する必要がある。

そこで、本稿では、先ず、日中翻訳で留意すべき点について述べた後、台湾と中国の知財制度の違い、及び台中間の出願実務からみて、日本のクライアントが台湾及び中国に出願する際にどの様な活用方法があるのか、そして、今後の台中間の動きで注視すべき点について考察する。

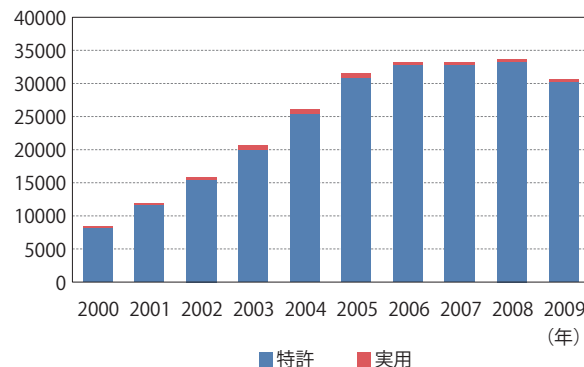


図1 日本から中国への出願件数(特・実)

II. 日中翻訳の問題点

1. 日中翻訳でよく起こる誤訳例

日中翻訳の際に起きる誤訳の原因としては、様々な理由が考えられるが、「日本語特許出願書類の中国語への機械翻訳に関する調査報告書」(平成23年2月特許庁)³⁾では、AAMT/Japio特許翻訳研究会シンポジウム発表資料「中国における特許翻訳の現状」(発表者:浜口宗武氏、董昭氏)⁴⁾を引用し、翻訳者による「誤訳率の高い問題」として、(1)多義語の選択ミスによる誤訳、(2)因果関係抜けによる誤訳、(3)原文にない情報の付け加えによる誤訳、(4)修飾関

1) 本稿の図1~3、及び5の出願件数について、中国への出願は中国知識産権局HP、台湾への出願は台湾智慧財産局HPから筆者が抽出した数値である。

2) 两岸経済協力枠組協議の内容は、台北駐日経済文化代表所 (www.taiwanembassy.org/JP) 等を参照されたい。

3) http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/tokkyo_kikai_honyaku_houkoku/chn_all.pdf

4) [http://www.japio.or.jp/kenkyu/files/kenkyu03/AAMT_Japio_sympo\(20091127\)-04.pdf](http://www.japio.or.jp/kenkyu/files/kenkyu03/AAMT_Japio_sympo(20091127)-04.pdf)

係の乱れによる誤訳、(5) 特許技術用語に対する理解の不十分さによる誤訳、(6) 同形詞（日本語と中国語で漢字が同じ語のことで、意味が同じ場合もあれば、異なる場合もある。）をそのまま使用することによる誤訳、(7) クレームの記載形式が違うことによる誤訳、の7つに類型化しており、以下の具体例をあげている。

(1) 多義語の選択ミスによる誤訳

日本語原稿：ローラ軸中心が移動することによりスライ
ド移動する

元訳：由于其轴向中心运动而滑动

修正案：通过滚筒的轴心移动而滑动

※「により」は「由于」(原因・理由)ではなく「通过」(手段)
が正しい。

(2) 因果関係抜けによる誤訳

日本語原稿：(～繰り返し行う)ことで、前記第1の位置
情報を取得する

元訳：获得所述第1位置信息

修正案：以次获得所述第1位置信息

※「以次」(順序通り、順番に)を補うことで文意を明らか
にする。

(3) 原文にない情報の付け加えによる誤訳

日本語原稿：画面を表示するための画面情報

元訳：显示一屏幕的屏幕信息(一つの画面を表示するた
めの画面情報)

修正案：显示屏幕的屏幕信息

※原文にない「一」を削除することにより不要な限定を
避ける。

(4) 修飾関係の乱れによる誤訳

日本語原稿：前記塗工層が帯電制御剤、抗菌剤、紫外線
吸収剤および酸化防止剤のうち少なくとも一つを含有
する

元訳：涂层包括至少一种电荷控制剂，抗菌剂紫外线吸收
剂和抗氧化剂(塗工層が少なくとも一種類の帯電制御剤、
抗菌剤、紫外線吸収剤および酸化防止剤を含有する)

修正案：上述涂层至少包括电荷控制剂，抗菌剂，紫外线
吸收剂和抗氧化剂之一

※「少なくとも一つ」が「帯電制御剤、抗菌剤、紫外線
吸収剤および酸化防止剤」のそれぞれを修飾するの
ではなく、それらのうちの「少なくとも一つ」であるこ
とを明確にする。

(5) 特許技術用語に対する理解の不十分さによる誤訳

日本語原稿：着脱

元訳：拆卸(取り外す)

修正案：装卸

※「着脱」は「拆卸」(取り外す)ではなく「装卸」が正しい。

(6) 同形詞（日本語と中国語で漢字が同じ語のことで、 意味が同じ場合もあれば、異なる場合もある。）を そのまま使用することによる誤訳

日本語原稿：手段

元訳：手段

修正案：装置/设备/机构/单元/部

※日本特許の「手段」は中国特許では「装置/设备/机构
/单元/部」等の「手段」以外の適切な語に翻訳されなけ
ればならない。

(7) クレームの記載形式が違うことによる誤訳

日本語原稿：～ことを特徴とする半導体発光素子

元訳：一种半导体发光元件，其特征在于，具有：

修正案：一种半导体发光元件，具有：

※クレームは中国特許で定められたクレーム記載形式に
則らなければならない。

2. 日中誤訳を防止するために留意すべき点

以上のような誤訳問題を無くするためには、優秀な翻訳者
或いはチェッカーと直接契約、或いは、そのような翻訳者
或いはチェッカーを抱えた現地代理人事務所に翻訳者或い
はチェッカーの指名を行い、内容に疑義があった場合には、
相互に連絡が取れる体制を整備する必要がある。

しかしながら、毎年ある程度まとまった件数の出願を依
頼するのであれば、そのような体制も構築し易いが、年間の
依頼件数が数件レベルでは、そのような体制の整備は困
難である。

そのため、誤訳チェック体制の有無にかかわらず、翻訳
者が分かり易い日本語明細書を作成することが必要であり、
例えば、以下のような対策を取ることで、上記誤訳例
(4)、(5)等については、かなり軽減することができると
考えられる。

(1) 主語を明確にし、一つの文章が、何行にもわたるよう
な記載を避ける。また、中国語は、主語の後に動詞が
続くので、肯定文であるのか否定文であるのか、最初
に理解をした上で文章を読むことができるが、日本語
の場合は、最後まで読まないで理解ができず、特に、
二重否定文は、間違っって解釈される可能性がある。し
たがって、「基材がポリエチレンでない場合は、接着剤
はAでなくBが好ましいが、基材がポリスチレンでない
場合は、接着剤はCでなければよい。」等、二重否
定を含む複文は可能な限り避ける。

(2) 修飾語が、どの構成を修飾するのか曖昧な表現は避け
る。例えば、「可撓性の基材1及び基材2をコーティン

グ処理し」との記載であると、「可撓性」が「基材1及び基材2」を修飾するのか、或いは「基材1」のみを修飾するのか曖昧である。そのような記載は、明細書を読めば、技術者なら明らかであるとなつてしまいが、翻訳者は技術者ではない、或いは、その分野については熟知していないとの前提で、明細書を記載しよう努める。

- (3) 技術の進歩が激しい分野では、その分野の日本語を翻訳者が正確に理解しているとは限らない。また、日本語は、外来語をカタカナ表記することが可能であるが、このカタカナは、「r」、「l」の区別がないことから、違った意味に捉えられる可能性がある。したがって、翻訳依頼する際に、カタカナで表記してある語や新しい技術用語は、英語或いはその用語の意味を（ ）書きで追加する等の対策を行う。
- (4) 最近は少なくなってきたが、普通の日本人が読んでも分からない特許用語、例えば、「嵌合」、「螺着」等の用語をなるべく使用しない。
- (5) 可能な限り、図面やフローチャートを多用し、各構成の関係や手順が、文章のみでなく、図面やフローチャートからも把握できるようにする。例えば、以下に示すようなA、B、C、Dの構成要素を有する装置の各構成要素の結合関係について、本来、DはCとのみ結合しているのに、DがBとCに結合していると誤訳されると、当然、技術的に全く異なってしまう。その際、DがBとCに結合することで、明らかに装置が動かない等、簡単に気付くものであれば誤訳は起こりにくい。DがBとCに結合しても、当初の技術的意義

とは異なるが、装置として動くような場合、そのまま、誤訳に気付かない場合も想定される。したがって、明細書の文章以外に、発明内容の理解の手助けになるようなものがあれば、可能な限り多用すべきである。

Ⅲ. 日中翻訳の有効活用

1. 台湾・中国の明細書は、相互に使うことができるのか？

結論からいえば、そのままは使用することはできないが、日中、日英等の他言語間の翻訳とは違い、比較的簡単な作業で利用することができる。

まず、台湾と中国で出願の際に用いられる言語は、台湾は繁体字、中国は簡体字で、字体は違うもののどちらも同じ北京語で、現在は、繁体字⇄簡体字の変換は、ソフトを用いることで簡単にできる。

ただし、出願に用いられる用語や専門用語は、例えば表1に示すように台湾と中国で異なる場合がある。

しかしながら、中国に進出する台湾企業が年々増加していることから、図2⁹⁾に示すように、台湾から中国への出願件数は年々増加しており、その数は、台湾企業等が台湾に出願した件数の約40%に達している。

表1

日本	台湾	中国
特許請求の範囲	申請專利範圍	請求權利範圍
コンタクトレンズ	隱形眼鏡	角膜接觸鏡
インターネット	網路	網絡
メモリ	記憶體	存條
ポリウレタン樹脂	聚胺基甲酸酯樹脂	聚氨脂樹脂

注：台湾では繁体字、中国では簡体字であるが、理解を助けるため、可能な限り常用漢字で表記した。

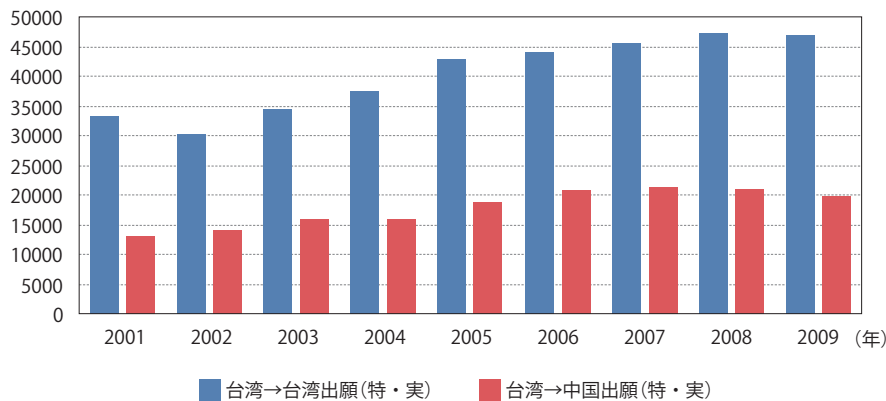


図2 台湾から台湾及び中国への出願件数 (特・実)

5) 中国は台湾を国内扱いにしているため、中国知識産権局の統計資料では、台湾から中国の出願を、台湾地区からの国内出願として計上しており、外国から中国への出願として計上していないので注意が必要。一方、台湾は、中国からの出願を外国出願として計上しており、図3の中国から台湾への出願件数は、台湾智慧財産局の外国出願統計資料から抜粋。

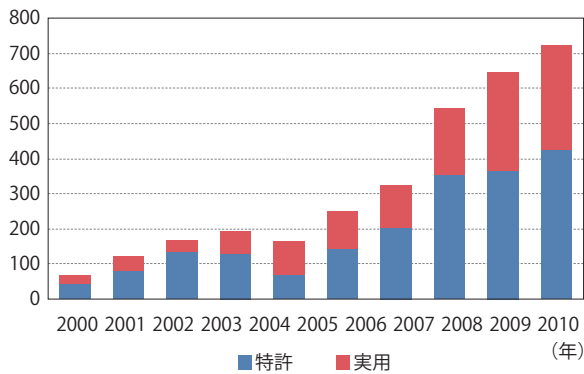


図3 中国から台湾への出願件数 (特・実)

また、台湾はPCT条約に加盟していないため、台湾を第1国出願とした場合、外国に出願するためには、優先権を主張して各国に出願する必要があり、時間的制約が多い。そのため、中国進出台湾企業の中には、重要な案件については、基礎となる明細書を先ず台湾特許事務所で作成し、台湾企業の中国法人を出願人として中国でPCT出願を行い、その後、各国に移行するスキームを取るケースもある。

国際間の出願は、翻訳手数料が大きな割合を占めるため、台湾出願明細書から中国出願明細書への変換を行った上で、中国特許事務所に中国出願又はPCT出願の依頼を行う台湾特許事務所も多く、そのような事務所は専門用語の違いを踏まえた明細書変換処理のノウハウを有している。

逆に、中国から台湾への出願は、図3に示す通り、それほど多くなく、中国或いは台湾のどちらで、中国出願明細書から台湾出願明細書の翻訳を行っているのか、筆者は承知していない。因みに、ある台湾特許事務所の料金表では、中国出願明細書から台湾出願明細書への変換手数料は、日中翻訳並である。

以下に、どのようなケースの場合に、日中翻訳が有効活用できるのか説明する。

2. 日中翻訳を有効活用できるケース

まず、日本から台湾と中国へ出願する際に、どのタイミングで翻訳文が必要になるのか説明する。

日本出願を基礎に、優先権を主張して出願する場合を想定すると、図4に示すように、中国は、PCTルートの場合基礎出願から32カ月以内、パリ優先権主張ルートの場合基礎出願から12カ月以内に翻訳文を提出する必要がある。

一方、台湾はPCT条約に加盟していないため、PCTルートの出願はできず直接出願することが必要である。なお、台湾はパリ条約にも加盟していないが、WTOに加盟して

いることから、日本からは優先権を主張して出願することができ、基礎出願から12カ月以内に、先ず日本語で出願し、出願後、6カ月以内に翻訳文を提出することが可能である(勿論、最初から中国語で出願することも可能である)。

そうすると、中国(PCTルート)+台湾出願のケースでは、先に台湾出願の翻訳が必要になり、その後、中国出願用に変換することで、翻訳の有効活用が可能であり、中国と台湾の両方に優先権を主張して出願する場合は、若干の時間的余裕は必要であるが、中国と台湾向け翻訳を同時に行うことで、効率的な翻訳が可能である。

そして、図5に示す通り、日本から台湾への出願は、約1万件程度ある。台湾及び中国を中華圏市場という観点からみた場合、台湾のみに出願し中国に出願しない件数は比較的少ないと考えられることから、日中翻訳を有効活用できる潜在的需要は多いと推測できる。

さらに、ここ数年、日本から台湾への出願件数は若干減少傾向にあり、台湾及び中国出願明細書の作成の前提となる、日本語から中国語への翻訳のノウハウを有した者に若干余裕がある。加えて、上述したように、台湾から中国向けの出願ノウハウを有する台湾特許事務所では、中国出願を台湾特許事務所経由で行うことを条件に、台湾出願用明細書から中国出願用明細書の翻訳を格安で行う事務所もある。

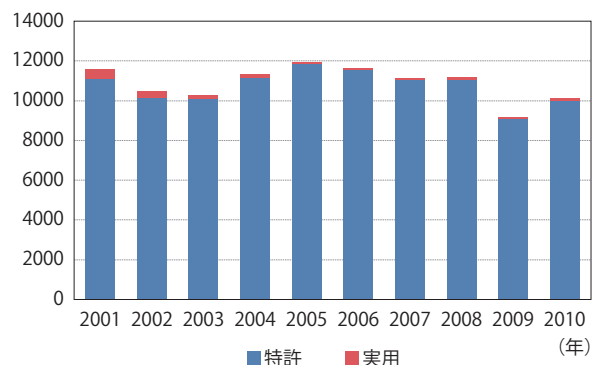
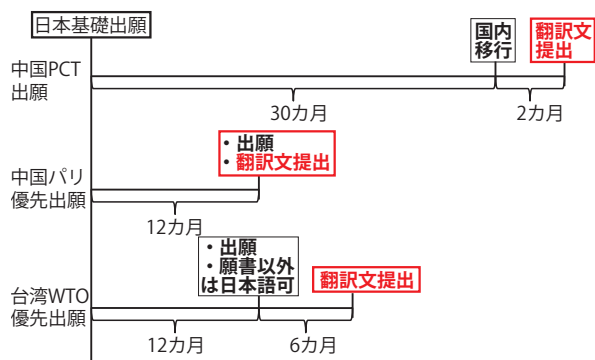


図5 日本から台湾への出願件数 (特・実)

その場合、台湾の専利師(日本の弁理士に相当。ただし、専利師の專業範圍は、特許、実用新案、意匠で、商標は日本と違い専利師の專業範圍ではなく、現状では、台湾に住所があれば、誰でも代理ができる。)は、中国出願の代理権を有さないため、中国に出願をするためには、中国の専利師に出願依頼をする必要があり、結果として、1件の中国出願に対して、台湾特許事務所及び中国特許事務所から、代理費用を請求されることになる。

しかしながら、翻訳文字数が多くなればなるほど、台湾及び中国のそれぞれの特許事務所に依頼するより、総費用を低減することが可能である。

例えば、日本語文字数を1万、請求項数を1と仮定し、料金は、台湾は弊所提携事務所の料金表、中国は外国出願の統一料金表である「中華全国専利代理人協会渉外専利代理服務統一收費標準」(実際には、依頼する件数等により値引きがあるが、ここでは、値引きは考慮しないこととする。)に基づき計算する。(1)中国出願は中国特許事務所に、台湾出願は台湾特許事務所に依頼し、それぞれの事務所で翻訳を行った場合の翻訳手数料及び代理手数料の合計と、(2)台湾特許事務所で行う台湾向け翻訳及び出願、並びに中国向け出願の翻訳を行い且つ台湾特許事務所経由で中国出願した場合の翻訳手数料及び代理人手数料の合計、を比較すると、上記(2)は、(1)より、日本円に換算して約10万円のコストダウンを図ることができる。明細書の頁数が多い出願は検討に値する。

IV. 兩岸経済協力枠組協議締結後の台湾・中国間の知財の動き

台湾と中国は、2010年6月29日に兩岸経済協力枠組協議(以下「ECFA」と略記する。)を締結した。このECFAは、協議本文の序文に「双方はWTOの基本原則に則り、双方の経済条件を考慮し、相互間の貿易ならびに投資障壁を逐次低減または撤廃し、公平な貿易、投資環境を構築することに同意する。」と記載されているように、台中間の貿易・投資促進を行うための枠組協議であり、本文の第6条では、知的財産権の保護と協力について定められている。

知的財産権の保護と協力の具体的内容は、ECFAと同日に調印された「台中知的財産権保護協力協議」(海峡兩岸智慧財産権保護合作協議)に定められており、主な内容は、1)台湾・中国間の優先権相互承認について、2)業務の協力処理体制について、3)植物品種権、4)情報交換、である。

この「台中知的財産権保護協力協議」は、2010年9月12日から施行されており、施行後の成果は、2011年5月3日付け智慧財産局HPで公表されている⁶⁾。

公表内容によると、1)優先権については、2010年11月22日の優先権相互承認後、2011年3月31日までに、(1)中国で受理された台湾の優先権主張出願は、特許712件、商標13件、(2)台湾で受理された中国の優先権主張出願は、特許434件、商標16件、であり、翌日の台湾経済日報の記事では、(2)の台湾で受理された中国出願の434件の内、約半数は、中国進出台湾企業が、先ず中国に出願し、その後、優先権を主張して台湾に出願した「里帰り出願」とのことである。

また、2)業務の協力処理体制については、現在、協力要請されている商標案件でよく見られるケースとして、(1)台湾企業の商標が中国で悪意登録された場合、(2)既に台湾で登録されている商標を中国で登録出願する際、不当な理由で拒絶された場合、(3)公益のため、農産物商標等の早期審査が必要な場合、等が挙げられており、4)情報交換については、特許関連資料をデジタル化したデータや各種データベースを相互に提供を行っている、と記載されている。

日本の都道府県等の地名が台湾・中国で商標登録され、大きな問題になっているが、台湾と中国の間でも同様の問題を抱えており、上記の「(3)公益のため、農産物商標等の早期審査が必要な場合」とは、台湾地名が中国で先に登録された為、例えば、「梨山茶」、「池上米」等の地名を冠した農産物を輸出すると、商標権侵害になる場合のことである。今回の公表では、「台中知的財産権保護協力協議」の成果として挙げられているが、地名商標の先取り登録問題については、台中間で以前から協議がなされており、中国で地名商標の異議申立てを行う場合、日本の案件は3~5年要するところ、台湾の案件は、異議申立て案件の約半数は、1年程度で結果が出ている。

このように、台中間の知財の動きは非常に激しく、日中翻訳等、日本のユーザーにとってメリットとなることもあるので、今後の動きを注視する必要がある。

なお、専利師の受験資格についてみると、台湾及び中国は、専利師試験の受験資格を相互に認めていないことから、現状では、台湾から中国、或いは中国から台湾に専利出願をする際には、相手国の専利師に出願を依頼する必要がある。

一方、弁護士については、相互に受験資格を認めており、実際、弊所提携台湾法律事務所には、台湾及び中国双方で弁護士資格を有する者もいる。もともと、試験に合格しても、相手国で単独で弁護士業務をすることは禁じられており、また、日本とは違い、弁護士資格を有すれば自動的に専利師になれるわけではないので、現状では、特許等の出願実務への影響はない。

「台中知的財産権保護協力協議」では、専利師受験資格については特に触れられていないが、仮に、受験資格が

6) http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=5218

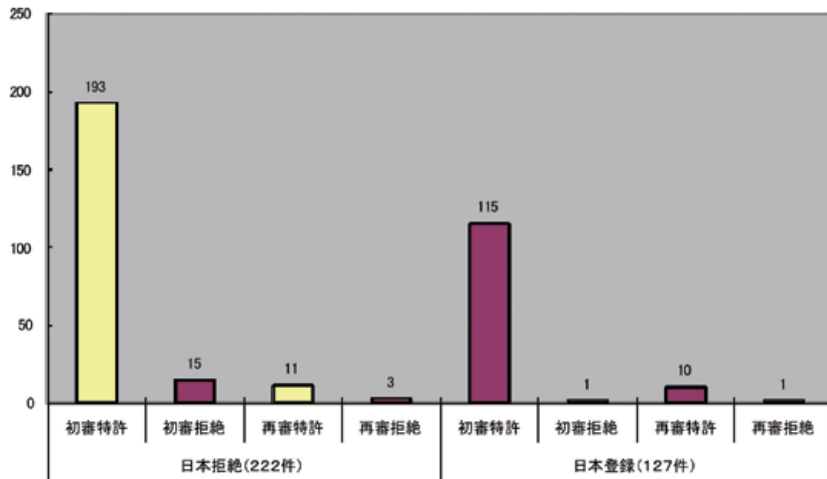


図6 日本・台湾での特許審査結果の比較

双方で認められ、そして、相手国で単独で出願代理ができるようになると、現在の実務形態が大幅に変わる可能性がある。資格面についても、今後の動きに注意する必要があるだろう。

V. 日本への特許出願の状況

1. 台湾から日本出願の審査結果比較

さて、今までは、日本から台湾及び中国への出願について説明したが、特許庁の審査官は、台湾又は中国から日本への出願の審査を行い、また、弁理士はその出願代理をすることから、日本への出願の問題点について説明する。なお、中国から日本への出願は、今後増加が予想されるが、現状では年間1000件に満たないことと、筆者は中国から日本への出願代理をしたことが無いので、以下、台湾から日本への出願の問題点について述べる。

図6は、2004年に、台湾から日本に優先権を主張して出願された特許の内、日本及び台湾双方で審査結果が出ていた案件の比較を示す。なお、このデータは、2010年1～3月頃に、IPDL及び台湾智慧財産局HPから筆者が抽出したもので、その後、審査結果が出た案件もある。したがって、結果はあくまでも2010年1～3月頃のものであって、現時点での結果と異なる点に留意頂きたい。

双方で審査結果が出ていた案件は349件であったが、その内、黄色の部分、台湾では特許になったが、日本では拒絶になっていた案件で、349件中、204件も双方で審査結果が異なっていた。

2. 審査結果が異なった理由

審査結果が異なった理由としては、台湾から日本への出願は、半導体や電気関連の出願が多く、それらの技術は日

本の方が進んでいることもあるが、結果が異なった204件の絶理由通知書及び意見書の内容を分析したところ、(1) 中日翻訳の誤訳、(2) 特許法第36条(専利法第26条)の運用の差異、(3) 新規性及び/又は進歩性の拒絶理由通知への対処方法が、台湾特有の問題として考えられる。

上記の通り、国際間の出願は翻訳費用が大きなコストを占めるが、翻訳を日本の特許事務所に依頼すると、一般的には、日本の物価水準に基づいた料金を請求することになる。そのため、日本語を理解できる者が他の国に比べ多い台湾の場合、台湾特許事務所で台湾人が日本語への翻訳を行い、日本の特許事務所に対しては、翻訳チェックを求めず、出願様式の確認のみを依頼をすることで、コストダウンを図る事務所もあるが、この翻訳のレベルが問題である。

例えば、上記日台双方で審査結果が異なった204件の中には、以下の誤訳例があった。

〈誤訳例1〉

6. 如申請專利範圍第1項所述之燃料電池單體的製造方法，其中該黏合膠由環氧樹脂、PU或PI等材料所構成。

【請求項7】

前記b-ステージの接着剤は、エポキシ樹脂、プラトニウム(PU)またはポリイミド(PI)を含む請求項6に記載の燃料電池。

〈誤訳例2〉

5. 如申請專利範圍第1項所述之磁(光)碟機之補助按鈕，其中該彈性裝置係呈不規則狀彎折延伸。

【請求項2】

請求項1記載のディスクドライブ装置の補助ボタンにおいて、補助ボタンの二つの固定部に穿孔が設けられ、且つ二つの固定部の間に設立された弾性装置は不規則状に折り曲げられ延伸されたことを特徴とする、ディスクドライブ装置の補助ボタン。

上記誤訳例1の「PU」を「プルトニウム」と翻訳した例は、誤訳に加え、そのような誤訳のまま出願されていることも大きな問題である。また、誤訳例2のアンダーラインの部分について、中国語の意味は、弾性装置は、不規則に湾曲延伸できる、つまり、伸縮可能であることを意味しているが、日本語翻訳では「弾性装置は不規則状に折り曲げられ延伸された」となっている。「折り曲げられ延伸された」との日本語も分かりにくい、「延伸された」と過去形になっていることから、「伸縮可能な弾性装置は伸びきった状態である」と解釈される可能性がある。台湾から日本への出願の多くは、原文が中国語の出願であることから、原文に基づいた誤訳訂正ができない。したがって、出願時の誤訳には特に注意する必要がある。

また、上記審査結果が異なった204件の内、187件は、新規性及び／又は進歩性の拒絶理由が通知されているが、主引例の約60%は、日本語のみで公開されている特許・実用新案公報（つまり、英語、中国語のファミリーが入手できない）又は日本語の技術文献であった。

筆者が代理した案件はまだ拒絶理由が通知されていないため、実際に対処したことはないが、台湾の専利師からは、「日本語の引用文献を翻訳、又は日本弁理士に対処方針のコメントを求めるとコストアップに繋がることから、審査官が摘記した箇所のみを台湾側で翻訳或いは日本語がわかる者が読み、対処方針を考え日本側に指示する」との話をよく聞く。最近の判決では、進歩性を判断する際の動機づけが厳しくなっていることから、引用文献には動機づけの記載が無いことや、引用文献同士の組み合わせの否定は、拒絶理由通知を受けた場合の対処として非常に有効であるが、上記のような摘記箇所の翻訳のみでは、十分な対応は難しいと考えられる。

筆者が審査官をしていた際には、「なぜこのようない加減な翻訳で出願されているのか？ 引用文献をしっかりと理解した上での補正書・意見書なのか？」と疑問を持ったことがあるが、その背景には、コスト問題が大きく影響をしている。筆者は、出願時には必要に応じて原文を参照しながら、少なくとも特許請求の範囲の記載について間違いが無いチェックはしているが、コストが絡むため、日本側がどこまでサービスするのは、事務所によって対応が異なるのが現状である。

VI. おわりに

台湾に3年間駐在して感じたことは、企業はオーナー経営者が多く、ビジネスチャンスとみると、迅速に意思決定し、自分たちに有利な状況を築いていくことである。

「勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ」(IBMの会長兼CEOのパルミサーノ氏)との言葉が示すように、他人が作った土俵の上で勝負している

も、最終的な勝者となることは困難である。

知財は、日本が世界をリードしている分野の一つである。知財の分野では、制度及び活用の双方で、日本がルールメーカーであってほしいと思う。

profile

松本 征二 (まつもと せいじ)

平成4年特許庁入庁。

審査第二部事務機器、総務部総務課、特許審査第一部材料分析、ワシントン大学客員研究員、調整課、交流協会台北事務所、審判部第二部門を経て、2010年3月退官。2010年4月より、かなえ国際特許事務所 副所長・弁理士。

